

令和5年11月7日付け県公報第465号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年5月10日

静岡県知事職務代理者

静岡県副知事 森 貴 志

- 1 測量機関
農林水産省関東農政局三方原用水二期農業水利事業所
- 2 作業の種類
公共測量（用地測量）
- 3 作業期間
変更前 令和5年10月12日から令和6年1月22日まで
変更後 令和5年10月12日から令和6年3月25日まで
- 4 作業地域
浜松市天竜区月地内ほか

=====

令和6年1月26日付け県公報第487号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年5月10日

静岡県知事職務代理者

静岡県副知事 森 貴 志

- 1 測量機関
御前崎市
- 2 作業の種類
公共測量（2級基準点測量）
- 3 作業期間
変更前 令和6年2月1日から令和6年3月15日まで
変更後 令和6年2月1日から令和6年3月14日まで
- 4 作業地域
御前崎市白羽字原世戸 1箇所